医政医発 1226 第３号
健生衛発 1226 第１号
20251226 商局第１号
令和７年 12 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局医事課長
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長

美容所等におけるアートメイク施術について

今般、「美容医療に関する取扱いについて」（令和７年８月 15 日医政発 0815 第 21 号厚生労働省医政局長通知）において示した針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為のうち、施術箇所に本来存在しうる人体の構造物（眉毛、毛髪、乳輪・乳頭等）を描く行為及び化粧に代替しうる装飾（アイライン、チーク、リップ等）を描く行為（以下「アートメイク」という。）の施術を行う美容所、エステサロン等に関する情報提供がなされているところである。

アートメイクの施術については、医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第 17 条に違反するものであることは既に示しているところである。

貴職におかれては、管下の美容所等において、その施術の名称（例えば、「〇〇メイク」「〇〇タトゥー」といった「アートメイク」以外の名称）を問わず、アートメイクの施術を実施するなど、医師法に違反する行為を実施することのないよう営業者等に周知徹底を図り、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、当該行為の速やかな停止を勧告する等必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第 239 条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたい。

なお、本通知については、警察庁へ図り、内容について承知された上でお示ししているものであること、犯罪の成否は捜査機関によって収集された証拠に基づいて、裁判所が最終的に判断するものであることを申し添える。